

第22回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

サイボウズ株式会社

本内容は、法令ならびに当社定款第15条の規定に基づき、
当社ウェブサイト (<https://cybozu.co.jp/company/ir/stock-holders/>)
に掲載することにより、株主の皆さまへご提供しております。

〈目 次〉

【事業報告】

主要な借入先の状況	1
その他企業集団の現況に関する重要な事項	1
会計監査人の状況	1
業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項	2

【計算書類】

連結株主資本等変動計算書	7
連結注記表	8
株主資本等変動計算書	14
個別注記表	15
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告	19

I. 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

II. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

III. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	25百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	—
合計	25百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の

合計額 25百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、①及び②の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な海外子会社のうち才望子信息技术（上海）有限公司及びCybozu Vietnam Co., Ltd. につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による監査を受けております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるか否かについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意をしております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。上記の場合のほか、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

IV. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 業務の適正を確保するために必要な体制

当社は、会社法が定める「業務の適正を確保するために必要な体制」を次のとおり決定しております。

当社グループにおける基本方針は以下のとおりとする。

以下、経営者とは、当社グループ各社の経営にあたる取締役およびそれに準じるものを指す。

【企業理念】

チームワークあふれる
「社会」を創る

「優れたグループウェア」と
「チームワーク強化メソッド」
の開発と普及

チームワークあふれる
「会社」を創る

理想への共感
多様な個性を重視
公明正大
自立と議論

様々な個性をもつメンバーが公明正大な関係を築き、自立的に問題を発見し、建設的な議論によって、よりよいチームワークを実現する。

当社グループの企業理念を実現するため、行動指針を以下のとおり定め、経営者は、法令・定款・企業理念・信頼を獲得する五つの行動（Action5）の教育、啓蒙活動を実施しグループ内の闊達なコミュニケーションを心がけ、これらを遵守する。

【信頼を獲得する五つの行動（Action5）】

- (1) 理想への共感
- (2) あくなき探求
- (3) 知識を増やす
- (4) 心を動かす
- (5) 不屈の心体

1. コンプライアンスの遵守を確保するための体制

(当社グループにおける職務の執行における法令および定款との適合性確保のための体制)

- ① 経営者は、企業理念および組織の理想を実現するための社内環境を整備し、意識の浸透および文化の醸成に努める。
- ② 当社グループは、相互協力のもと、コンプライアンスの遵守を確保するための体制強化や、コーポレートガバナンスの充実に取り組むものとする。
- ③ 当社グループは、反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもたない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

2. 業務の効率性を確保する体制

(当社グループにおける職務の執行の効率性確保のための体制)

- ① 経営者は、職務分掌、権限、責任を組織職務権限規程等において明確化する。
- ② 当社グループでは、取締役会と経営者（当社役職員のみが取締役となっているグループ子会社では、サイボウズ取締役と経営者）が、効率性が失われない範囲内において、相互に牽制できる体制とする。
- ③ 経営者は、取締役会等を通じ、サイボウズ取締役に対し、積極的に課題等の共有および報告を行う。
- ④ 当社グループでは、取締役および監査役（当社役職員のみが取締役となっているグループ子会社では、サイボウズ取締役）は、財務報告とその内部統制に関し、経営者を適切に監督監視する責任を理解し、実行する。

3. 情報セキュリティの基本方針

(当社グループにおける情報の保存および管理に関する体制)

- ① 経営者は、情報資産に対し、組織的、人的、物理的、技術的手段を講じて、安全かつ適正な管理、運用を行う。
- ② 経営者は、当社グループ役職員が情報セキュリティの重要性を認識し、高い意識を保持できるよう、必要な教育、研修を実施する。
- ③ 経営者は、関連する諸規程および管理体制について、随時、評価、見直しを行い、継続的に改善を図る。

- ④ 経営者は、各種情報の重要性の認識を統一し、規程等において各種情報の重要性に応じた管理を実行することにより、効率性を確保しつつ、その安全性を強化する。
- ⑤ 当社情報システム部門、社内情報セキュリティ部門および内部統制部門は、当社グループの情報セキュリティ管理全般を統括、推進する。また、当社役員はこれを補助する。

4. リスク管理体制

(当社グループにおける損失の危険管理に関する規程その他の体制)

- ① 経営者は、事業上の重要なリスクを認識・分類・評価し、これに対応する。
- ② 経営者は、事業上の重要なリスクに関しては、経営会議等においてこれを共有、対応策を判断し管理を行う。
- ③ 経営者は、リスク管理に係る規程および体制ならびにその方法について、定期的チェックおよび改善を行う。
- ④ 経営者は、企業外部からの情報についても、適切に利用し、取締役、監査役に適切に伝達する。
- ⑤ 経営者は、内部統制に係る開示すべき重要な不備の情報を、取締役会等を通じ、監査役およびその他の関係者に対し、適切に伝達・共有する。
- ⑥ 当社内部統制部門は、当社グループのリスク管理全般を統括、推進する。また、役員はこれを補助する。

5. 監査役監査の実効性確保

(当社グループにおける当社監査役への報告に関する体制および監査役の監査の実効性確保のための体制)

- ① 経営者は、取締役会等において当社監査役に対し業務報告を行う。
- ② 経営者は、その他、随時重要事項発生時には、当社監査役に迅速に状況報告を行う。
- ③ 当社グループの役職員は、当社監査役への報告会において当社監査役に対し業務報告を行う。内部通報制度等により当社グループの役職員から当社監査役に報告すべき事項を認識したものは、当社常勤監査役に対し、当該事項を報告する。経営者は、業務報告をしたことにより、当該役職員が不利益な扱いを受けないよう配慮する。

- ④ 当社では、監査役の半数以上は社外監査役とする。
- ⑤ 当社監査役は、監査がより実効的となるよう内部監査部門、監査法人等と積極的な情報交換を行い、連携を図る。
- ⑥ 当社では、監査役から要求があった場合、経営者は監査役と協議して監査業務を補助する従業員を決定し、当該従業員は、経営者から独立して、監査役の指揮命令に従う。経営者は、監査業務を補助したことにより当該従業員が不利益な扱いを受けないよう配慮する。
- ⑦ 当社では、監査役の職務に係る費用について、監査役の請求に基づき当社が負担する。

6. 当社グループにおける業務の適正確保体制

(当社グループにおける業務の適正性確保のための体制)

- ① 当社は、グループ子会社の取締役として、当社役職員1名以上を派遣し、常に経営状況を把握する。
- ② グループ子会社では、当社役職員のみが取締役となっている場合を除き、「取締役会」および「監査役」を必ず設置する。
- ③ 当社は、子会社役職員と協力して、定期的の子会社内部監査（グループ監査）を実施し、重要な事項については、当社の取締役会に報告する。
- ④ 当社グループでは、当社とグループ子会社、およびグループ子会社間における取引は、社会規範に照らして適切な取引でなければならないものとする。
- ⑤ 当社グループにおける不正を防止するため、内部通報制度を導入し、当社グループ役職員からの通報を積極的に受け付け、当社内部通報委員会がこれに対応するものとする。なお通報者に対しては通報したことにより、不利益な扱いを受けないよう配慮する。
- ⑥ 経営者は、従業員等に職務の遂行に必要な手段や訓練等を提供し、従業員等の能力を引き出すことを支援する。

7. 財務報告の基本方針

(当社グループにおける財務報告の基本方針)

- ① 経営者は、日本国において一般に公正妥当と認められる諸規則に準拠した財務報告を行うために、財務報告に係る内部統制システムを構築し、財務報告の信頼性を確保する。
- ② 当社の財務部門責任者は、当社グループの財務報告に係る内部統制システムを主管し、重要な勘定科目と財務報告に係る内部統制上重点的な対応が必要となる業務を監査法人と協議の上決定する。
- ③ 経営者は、当社グループの財務報告に係る内部統制上重点的な対応が必要となる業務を、リスク評価を実施の上、文書化し、その運用を監査する。

(2) 上記 (1) の体制の運用状況

当社は、(1) に掲げた体制の整備を行い、「内部統制規程」や「内部統制規則」等、コンプライアンスに係る社内規程を作成し社内にて公開をし、随時評価・見直しを実施しております。

取締役会等においては、継続的に子会社も含めた当社グループの経営上のリスクの識別及び分析を実施し、その対応策について検討しております。毎月開催される取締役会には、社外監査役3名も出席し取締役から業務報告を受けるほか、内部監査部門から社外監査役への定期的な業務報告も行われており、適切に経営リスクを把握して経営監視を行っております。さらに、取締役と各本部の本部長が原則週1回会議を開催し、本部の垣根を越えて積極的に課題の共有及び業務の報告を行い、その議事録はインサイダー情報やプライバシー情報等を除き社外監査役及び全社員に共有されております。

当社では、すべての新入社員に対して、インサイダー規制や情報セキュリティルールに関する教育を実施しております。

さらに、当社グループのセキュリティ施策を強力に推進するために設置したセキュリティ室を中心に、社内情報セキュリティを専門的に取り扱う会議体（Cybozu Security Meeting）と連携して、当該ルールについて今まで以上に迅速な起案・整備・運用・啓蒙を実施しております。また、海外拠点への情報セキュリティに関する教育を実施し、当社グループ全体の情報セキュリティの強化に努めております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年1月1日から
2018年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
当 期 首 残 高	613	976	3,310	△1,799	3,101
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△412		△412
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			653		653
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	240	-	240
当 期 末 残 高	613	976	3,551	△1,799	3,342

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	19	81	101	3,202
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△412
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				653
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△4	△40	△45	△45
当 期 変 動 額 合 計	△4	△40	△45	195
当 期 末 残 高	15	40	56	3,398

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 4社

サイボウズ・ラボ株式会社

才望子信息技术(上海)有限公司

Cybozu Vietnam Co., Ltd.

Kintone Corporation

前連結会計年度まで連結子会社であったサイボウズ総合研究所株式会社は、2018年8月31日付で清算終了したことにより連結の範囲から除外しております。当連結会計年度においては、清算終了時までの損益計算書のみ連結しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 1社

タイムコンシェル株式会社

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称

株式会社ジェイヤド及びkintone Australia Pty Ltd

当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、全体としても重要性がないため、持分法を適用していません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

- ・時価のある有価証券 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - ・時価のない有価証券 移動平均法による原価法を採用しております。
 なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
- ② たな卸資産
- ・仕掛品 主として個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。
 - ・貯蔵品 主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産 主として定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。
 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- ・建物…5～22年
 - ・工具、器具及び備品…2～15年
- ② 無形固定資産
- ・市場販売目的ソフトウェア 見込販売可能期間（12ヶ月）における見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく定額償却額のいずれか大きい額により償却しております。
 - ・自社利用ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく均等償却によっております。
 - ・その他の無形固定資産 定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
- ① 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる請負契約
 工事進行基準（工事進捗率の見積りは原価比例法）
- ② その他の請負契約及び重要性が低い請負契約
 工事完成基準

(5) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

適用時期については、現在、検討中です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中です。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 1,989百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 52,757,800株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2018年3月30日 定時株主総会	普通株式	412	9.00	2017年12月31日	2018年4月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2019年3月30日 定時株主総会	普通株式	412	利益剰余金	9.00	2018年12月31日	2019年4月1日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

当連結会計年度末において、新株予約権の目的となる株式はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

また、資金調達が必要な場合には、新株発行や銀行借入、社債発行等を検討してまいります。

なお、デリバティブ取引は、現在行っておりません。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に建物賃借時に差し入れているものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

未払金は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、営業関連部門において取引先の財務状況や取引実績を評価し、それに基づいて定期的な取引限度額の設定・見直しを行うことにより、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や市況、発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、入出金の情報を確認し、定期的に資金繰表を作成することによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注)2. 参照)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	2,023	2,023	－
(2) 受取手形及び売掛金	1,761	1,761	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	32	32	－
(4) 敷金及び保証金	852	846	△5
資産計	4,668	4,663	△5
(1) 未払金	723	723	－
(2) 未払法人税等	367	367	－
(3) 前受金	1,790	1,790	－
負債計	2,881	2,881	－

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産 (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 敷金及び保証金

これらの時価について、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割引いた現

在価値により算定しております。

負債 (1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 前受金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	
投資事業有限責任組合出資金	43
非上場株式	59

これらについては、市場価格等がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから前頁の表には含めておりません。

(注) 3. 一定の期間に区分した金額

金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,023	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,761	—	—	—
合計	3,784	—	—	—

※敷金及び保証金852百万円については、償還予定額が見込めないため、上表には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- 1 株当たり純資産額 74円08銭
- 2 1 株当たり当期純利益 14円25銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2018年1月1日から
2018年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					評価・換算 差 額 等	純 資 産 合 計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
		資本準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	613	976	2,705	△1,799	2,496	19	2,515
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当			△412		△412		△412
当 期 純 利 益			562		562		562
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					-	△4	△4
当 期 変 動 額 合 計	-	-	149	-	149	△4	144
当 期 末 残 高	613	976	2,854	△1,799	2,645	15	2,660

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
 - (2) その他有価証券
 - ・ 時価のあるもの 決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - ・ 時価のない有価証券 移動平均法による原価法を採用しております。
なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・ 仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。
 - ・ 貯蔵品 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 主として定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。
 - ・ 建物…5～22年
 - ・ 工具、器具及び備品…2～15年
 - (2) 無形固定資産
 - ① 市場販売目的ソフトウェア 見込販売可能期間（12ヶ月）における見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく定額償却額のいずれか大きい額により償却しております。
 - ② 自社利用ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく均等償却によっております。
 - ③ その他の無形固定資産 定額法を採用しております。
4. 外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

6. 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- (1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる請負契約
工事進行基準（工事進捗率の見積りは原価比例法）
- (2) その他の請負契約及び重要性が低い請負契約
工事完成基準

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

- | | | |
|----|----------------|----------|
| 1. | 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,917百万円 |
| 2. | 関係会社に対する金銭債権債務 | |
| | 短期金銭債権 | 13百万円 |
| | 長期金銭債権 | 585百万円 |
| | 短期金銭債務 | 676百万円 |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

- | | | |
|------------|--|--------|
| 営業取引 | | |
| 売上高 | | 85百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | | 690百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | | 19百万円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	6,879,435株	—	—	6,879,435株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産 (流動)	
未払費用損金不算入	119百万円
未払事業税損金不算入	23百万円
その他	4百万円
繰延税金資産 (流動) 合計	147百万円
繰延税金資産 (固定)	
減価償却超過額	463百万円
投資有価証券評価損	26百万円
関係会社株式評価損	392百万円
貸倒引当金繰入超過額	179百万円
資産除去債務	46百万円
その他	2百万円
小計	1,110百万円
評価性引当額	△645百万円
繰延税金資産 (固定) 合計	465百万円
繰延税金負債 (固定)	
その他有価証券評価差額金	△6百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△32百万円
繰延税金負債 (固定) 合計	△39百万円
繰延税金資産 (固定) 純額	425百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.86%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.46%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.31%
住民税均等割	0.86%
評価性引当額の増減額	22.39%
税額控除	△5.35%
関係会社清算損	1.95%
その他	△0.09%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.77%

(関連当事者との取引に関する注記)**子会社及び関連会社等**

種類	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	才望子情報技術 (上海)有限公司	所有 直接100%	役員の兼任	開発業務 委託（注1）	310	未払金	596
子会社	Kintone Corporation	所有 直接100%	役員の兼任	資金の貸付 (注2.3.4)	-	長期貸付金	585
				利息の受取 (注2)	14	流動資産 「その他」	7
				増資の引受 (注5)	662	-	-
子会社	サイボウズ総合 研究所株式会社	所有 直接100%	役員の兼任	資金の返済 (注6)	100	-	-
				分配 (注6)	151	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 開発業務委託の価格その他取引条件は、市場価格等を勘案してその都度検証の上、決定しております。
2. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
3. Kintone Corporationへの長期貸付金に対し、585百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において83百万円を貸倒引当金繰入額に計上しております。
4. 上記の取引金額には為替差損益は含まれておらず、期末残高には為替差損益が含まれております。
5. Kintone Corporationの増資の引受を662百万円（引受株式数6,000株、1株当たり110,445円）行っております。
6. サイボウズ総合研究所株式会社は2018年8月31日付で清算終了しているため、上記の取引金額は、同社が関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。また、議決権等の所有割合は同社が関連当事者に該当しなくなった時点のものを記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 58円00銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 12円25銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年2月25日

サイボウズ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 塚 原 克 哲 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 植 草 寛 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サイボウズ株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サイボウズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上